

#### 第4 収容人員の算定

問1 理容院、美容院の収容人員の算定方法はいかにすべきか。

答 従業者の数と待合の部分を3㎡で除して得た数とを合算して得た数とする。なお、待合部分の面積算定については、実態に応じて判断されたい。

問2 令別表第1(5)項イのダブルベッド及びセミダブルベッドの収容人員はいかにすべきか。

答 ダブルベッド数1につき 収容人員 2人  
 セミダブルベッド数1につき 収容人員 1人

問3 タクシー会社の収容人員の算定はいかにすべきか。

答 交替制勤務の場合、片番の数の多いほうと常時勤務者の数とを合算して算定する。

問4 住居部分の居住者の収容人員の算定について  
 次図の場合、収容人員の算定はいかにすべきか。

例図1

	(16)項イ		
2F	住	居	住居と(4)項の複合用途防火対象物の場合
1F	(4)項		

例図2

	(16)項イ		
3F	住	居	(4)項、(15)項、住居の 複合用途防火対象物の場合
2F	(15)項		
1F	(4)項		

例図3

		(4)項	
2F		住	居
1F	(4)項		住居は(4)項に吸収され、全体が (4)項の防火対象物となる場合

答 主たる用途判定の例により算定されたい。したがって、設問の例図1から3までについては、いずれも住居部分を除いて算定するもの。

問5 ローラースケート場の収容人員の算定はいかにすべきか。

答 当該部分の床面積を3㎡で除して得た数とする。

問6 削 除

問7 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物で、人工透析のためのベッドは、病床数として算定してよいか。また、リハビリ室は、どのように算定するか。

答 前段：お見込みのとおり（透析に相当の時間を要するため）。

後段：当該部分の床面積を3㎡で除して得た数とする。

なお、主として入院患者のみが使用する場合は、令第25条の適用についてのみ算定する。 ★

問8 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物でデイサービス部分の収容人員は、どのように算定するか。

答 当該施設で収容人員を定めている場合は、その数により、その他の場合は食堂部分を

含め当該部分の床面積を3㎡で除して得た数とする。 ★

問9 令別表第1(15)項の防火対象物の上階にある会議室を当該防火対象物の従業員のみが使用する場合、防火管理者選任要否については、従業員のみで算定すればよいと思われるが、避難器具の場合の算定は当該階の従業員のみか、会議室を令別表第1(1)項の算定方法によるか、又はその他の部分として3㎡で除して算定するのか。

答 防火管理者選任要否の場合は、従業者の数と従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数を合算し、従業者が移動して当該会議室を使用する場合は当該部分の収容人員は算定しない。また、避難器具設置要否の場合は、階ごとに算定し当該会議室の部分を3㎡で除して得た数を加算する。

(昭和48.10.23 消防予第140号、消防安第42号)

ただし、その数が従業員の数よりも大きい場合は、この限りでない。

問10 令別表第1(3)項ロの防火対象物の和室等のうち掘座卓（いわゆる掘りごたつ席）がある場合の収容人員はどのように算定するか。

また、カウンター席がある場合の収容人員はどうか。

答 前段：座卓部分の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）により算定する。

後段：カウンターの正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）により算定する。